

名古屋市地域防災計画

— 共通編 —

＜令和 8 年 6 月 修正案＞

名古屋市防災会議

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
第 1 章 総 則				
1		第 3 節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 3 節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
		第 1 (略)	第 1 (略)	
		第 2 指定地方行政機関	第 2 指定地方行政機関	
	13	<u>(追加)</u>	<u>〔中部管区行政評価局〕</u>	指定地方行政機関 への行政評価局の 追加に伴う修正 (令和 7 年 6 月)
			<u>1 被災者への生活支援情報の提供</u>	
			<u>2 専用電話を備えた行政相談窓口の開設</u>	
			<u>3 特別行政相談所の開設</u>	
		〔中部地方整備局〕	〔中部地方整備局〕	
		1 (略)	1 (略)	
		2 初動対応	2 初動対応	
	16	(2) 情報連絡員 (リエゾン) 等及び緊急災害対策派遣 隊 (TEC-FORCE) の派遣による、被災地方公共団体等 が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大 の防止、被災地の早期復旧 <u>(追加)</u> その他災害応 急対策に対する支援	(2) 情報連絡員 (リエゾン) 等及び緊急災害対策派遣 隊 (TEC-FORCE) の派遣による、被災地方公共団体等 が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大 の防止、被災地の早期復旧、 <u>給水支援</u> その他災害 応急対策に対する支援	表記の整理
		第 4 愛知県警察	第 4 愛知県警察	
		1～14 (略)	1～14 (略)	
	18	<u>15 一般社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、 警備員の出動要請</u>	<u>(削除)</u>	協定破棄に伴う修 正
		<u>16 (略)</u>	<u>15 (略)</u>	
		<u>17 (略)</u>	<u>16 (略)</u>	
		<u>18 (略)</u>	<u>17 (略)</u>	
		第 5 (略)	第 5 (略)	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	20	第6 指定公共機関 (略) 〔 <u>西日本電信電話</u> 株式会社〕	第6 指定公共機関 (略) 〔 <u>NTT 西日本</u> 株式会社〕	社名変更に伴う修正
2	24	第4節 本市の概要 第1 自然的条件 1 位置・面積 名古屋市の位置は、東経 136 度 47 分 30 秒～137 度 3 分 39 秒、北緯 35 度 2 分 01 秒～35 度 15 分 38 秒で、本州のほぼ中央に位置している。 面積は、 <u>326.43</u> km ² で、最大距離は東西 24.55km、南北 25.08km である。	第4節 本市の概要 第1 自然的条件 1 位置・面積 名古屋市の位置は、東経 136 度 47 分 30 秒～137 度 3 分 39 秒、北緯 35 度 2 分 01 秒～35 度 15 分 38 秒で、本州のほぼ中央に位置している。 面積は、 <u>326.45</u> km ² で、最大距離は東西 24.55km、南北 25.08km である。	時点更新
3	39	第7節 地震及び被害の想定 第1 (略) 第2 ライフライン被害 1 (略) 2 ライフライン施設の被害または市内における機能支障程度について、各関係機関がとりまとめた結果は以下のとおりである。 (1) 電信電話 (<u>西日本電信電話</u> 株式会社東海支店)	第7節 地震及び被害の想定 第1 (略) 第2 ライフライン被害 1 (略) 2 ライフライン施設の被害または市内における機能支障程度について、各関係機関がとりまとめた結果は以下のとおりである。 (1) 電信電話 (<u>NTT西日本</u> 株式会社東海支店)	社名変更に伴う修正
第2章 災害予防計画				
4	47	第1節 都市の防災構造強化 第1 都市計画 1 土地利用計画 土地利用計画については、名古屋市都市計画マス	第1節 都市の防災構造強化 第1 都市計画 1 土地利用計画 土地利用計画については、名古屋市都市計画マス	表記の整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		タープランにおける都市構造や土地利用の方針を基本として用途地域等の地域地区を定め、望ましい市街地の形成を誘導することとしている。郊外部の低層・低密度で居住機能が中心の土地利用形態から、中心部へ近づくにしたがって、商業、業務などの他の都市機能との複合度を高め、高層・高密化する段階的な構成を基本とする。都心<u>域</u>には主に商業系用途地域を指定し、市街域のうち郊外部は主に住居専用地域、住居地域、それ以外の市街域には、住居系用途地域の他商業系・工業系用途地域を指定する。港・臨海域は工業、港湾等の土地利用を基本とし、工業系用途地域等を指定する。 第2～第7（略） 第8 宅地造成等の規制 1～3（略） 4 改善命令 市長は、規制区域内の土地で、宅地造成<u>又</u>は特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため<u>に</u>必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該土地又は擁壁	タープランにおける都市構造や土地利用の方針を基本として用途地域等の地域地区を定め、望ましい市街地の形成を誘導することとしている。郊外部の低層・低密度で居住機能が中心の土地利用形態から、中心部へ近づくにしたがって、商業、業務などの他の都市機能との複合度を高め、高層・高密化する段階的な構成を基本とする。都心<u>ゾーン</u>には主に商業系用途地域を指定し、市街域のうち郊外部は主に住居専用地域、住居地域、それ以外の市街域には、住居系用途地域の他商業系・工業系用途地域を指定する。港・臨海域は工業、港湾等の土地利用を基本とし、工業系用途地域等を指定する。 第2～第7（略） 第8 宅地造成等の規制 1～3（略） 4 改善命令 市長は、規制区域内の土地で、宅地造成<u>若しく</u>は特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため<u>（削除）</u>必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該土	表記の整理
50				

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。 5 被災宅地危険度判定 大規模風水害又は大地震等による災害発生時に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、被災した宅地の崩壊による２次災害を軽減、防止するために、愛知県等関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて被災宅地危険度判定業務を行う。 第9 建築物の防災対策 1～4（略） 5 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型） 老朽木造住宅が密集する地域において、老朽住宅等の除却、地区施設の整備等を行い、住宅事情の改善、居住環境の整備及び防災性の向上を図る。<u>現在、筒井地区で土地区画整理事業と連携し事業を推進している。</u> 第10（略） 第11 建築物の耐震不燃化 1～3（略） 4 がけ崩れ等による建築物の被災防止 (1) がけ地等に建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法及び愛知県建築基準条例に規定されている技術基準に基づき指導を行っている。また、名古屋市全域を宅地造成及び特定盛土等規制法により「宅地造成	地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。 5 被災宅地危険度判定 大規模風水害や大地震等による災害発生時に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、被災した宅地の崩壊による２次災害を軽減、防止するために、愛知県等関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて被災宅地危険度判定業務を行う。 第9 建築物の防災対策 1～4（略） 5 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型） 老朽木造住宅が密集する地域において、老朽住宅等の除却、地区施設の整備等を行い、住宅事情の改善、居住環境の整備及び防災性の向上を図る。<u>(削除)</u> 第10（略） 第11 建築物の耐震不燃化 1～3（略） 4 がけ崩れ等による建築物の被災防止 (1) がけ地等に建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法及び愛知県建築基準条例に規定されている技術基準に基づき指導を行っている。また、名古屋市全域を宅地造成及び特定盛土等規制法により「宅地造成	時点修正 表記の整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	54	<u>(追加)</u> 工事<u>等</u>規制区域」に指定し、区域内の宅地造成工事等について規制、指導を行うことで、宅地の安全性の確保を図り、がけ、擁壁の崩壊などによる建築物の被災防止に努める。 (略) (資料) (略) ・宅地造成 <u>(追加)</u> 工事規制区域図 (附属資料編 計画資料 17)	<u>等</u>工事 <u>(削除)</u> 規制区域」に指定し、区域内の宅地造成工事等について規制、指導を行うことで、宅地の安全性の確保を図り、がけ、擁壁の崩壊などによる建築物の被災防止に努める。 (略) (資料) (略) ・宅地造成<u>等</u>工事区域図 (附属資料編 計画資料 17)	表記の整理
5	60	第 3 節 公共施設の整備 (震災対策) 第 1～第 4 (略) 第 5 港湾 1 (略) 2 海岸保全施設の地震・津波対策 (液状化対策) (略) また、今後も<u>平成 27 年度</u>に愛知県が策定した三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、対策を推進していく。	第 3 節 公共施設の整備 (震災対策) 第 1～第 4 (略) 第 5 港湾 1 (略) 2 海岸保全施設の地震・津波対策 (液状化対策) (略) また、今後も<u>令和 7 年度</u>に愛知県が策定した三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、対策を推進していく。	令和 7 年 8 月の三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の改定に伴う修正
6		第 4 節 ライフラインの整備 第 1 水道施設等 1 (略) 2 施設の整備 (1)～(2) (略) (3) 配水管の耐震化について、次の整備を進めている。	第 4 節 ライフラインの整備 第 1 水道施設等 1 (略) 2 施設の整備 (1)～(2) (略) (3) 配水管の耐震化について、次の整備を進めている。	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	62	ア～ウ（略） <u>エ 配水幹線や防災拠点に至る管路等に設置されている消火栓・空気弁を、強度の高いダクトイル製に取り替えている。</u>	ア～ウ（略） <u>(削除)</u>	事業完了に伴う修正
	63	第2 下水道施設 1 (略) 2 水処理センター、ポンプ所施設の整備 (1) <u>水処理センター、ポンプ所において、</u> 大規模地震時に処理及び排水機能を確保するため <u>(追加)</u> 、大規模地震に耐えられる構造とし、必要に応じて耐震補強による耐震化を図る。 (2) <u>水処理センター、ポンプ所において、</u> 停電時、断水時においても処理及び排水機能を確保するため <u>(追加)</u> 、ディーゼル駆動雨水ポンプの設置、自家発電設備容量の増強、ポンプ運転に必要な冷却水の循環化及び補給水の確保を図る。 (3) <u>水処理センター、ポンプ所において、</u> 河川の氾濫等による浸水発生時においても処理及び排水機能を確保するため <u>(追加)</u> 、設備の高所化や防水扉の設置など、耐水化を図る。	第2 下水道施設 1 (略) 2 水処理センター、ポンプ所施設の整備 (1) <u>(削除)</u> 大規模地震時に処理及び排水機能を確保するため <u>に</u> 、大規模地震に耐えられる構造とし、必要に応じて耐震補強による耐震化を図る。 (2) <u>(削除)</u> 停電時、断水時においても処理及び排水機能を確保するため <u>に</u> 、ディーゼル駆動雨水ポンプの設置、自家発電設備容量の増強、ポンプ運転に必要な冷却水の循環化及び補給水の確保を図る。 (3) <u>(削除)</u> 河川の氾濫等による浸水発生時においても処理及び排水機能を確保するため <u>に</u> 、設備の高所化や防水扉の設置など、耐水化を図る。	表記の整理
	64	第3 通信施設（ <u>西日本電信電話</u> 株式会社） 災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施上からも極めて重要な問題であり、電気通信施設の防災性確保に全力をあげて取り組むものとする。 このため、 <u>西日本電信電話</u> 株式会社は、国内電気	第3 通信施設（ <u>NTT 西日本</u> 株式会社） 災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施上からも極めて重要な問題であり、電気通信施設の防災性確保に全力をあげて取り組むものとする。 このため、 <u>NTT 西日本</u> 株式会社は、国内電気通信事	社名変更に伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		通信事業の公共性に鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、洪水、津波等のおそれがある地域にある設備等については、耐水構造化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図るものとする。 また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。	業の公共性に鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、洪水、津波等のおそれがある地域にある設備等については、耐水構造化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図るものとする。 また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。	
7	73	第 5 節 交通施設の整備 第 1 市営交通 1～2 (略) 3 バス (1)～(3) (略) (4) 応急復旧体制の整備 早期の運転再開に必要な応急復旧資機材を引 <u>(追加)</u> 続き整備するとともに、燃料の納入等についての協定等に基づき応急措置を行うこととする。	第 5 節 交通施設の整備 第 1 市営交通 1～2 (略) 3 バス (1)～(3) (略) (4) 応急復旧体制の整備 早期の運転再開に必要な応急復旧資機材を引 <u>き</u> 続き整備するとともに、燃料の納入等についての協定等に基づき応急措置を行うこととする。	表記の整理
8	82	第 7 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第 1 (略) 第 2 市設建築物の耐震性能の現状 <u>平成 7 年度から令和 6 年度にかけて</u>、昭和 56 年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。 営繕・学校施設：対象施設1,541棟を耐震診断	第 7 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第 1 (略) 第 2 市設建築物の耐震性能の現状 <u>令和 7 年度に</u>、昭和 56 年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。 営繕・学校施設：対象施設1,541棟を耐震診断	時点更新

共通編

連番	頁	修 正 前							修 正 後							備 考			
	83	上下水道局、交通局施設：対象施設のうち217棟を耐震診断 また、 <u>平成7年度から令和6年度にかけて</u> 、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、 以下のように耐震対策を終えている。 営繕・学校施設：907 棟							上下水道局、交通局施設：対象施設のうち217棟を耐震診断 また、 <u>令和7年度に</u> 、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、 以下のように耐震対策を終えている。 営繕・学校施設：907 棟										
		区分		耐震診断					耐震対策済			区分		耐震診断					耐震対策済
				診断棟数	評価Ⅰ	評価Ⅱ－1	評価Ⅱ－2	評価Ⅱ計						診断棟数	評価Ⅰ	評価Ⅱ－1	評価Ⅱ－2	評価Ⅱ計	
防災拠点施設	防災活動中核拠点		2	0	0	2	2	2	防災拠点施設	防災活動中核拠点		2	0	0	2	2	2		
	地域防災活動拠点	営繕施設	71	47	19	5	24	24		地域防災活動拠点	営繕施設	71	47	19	5	24	24		
		上下水道局、交通局施設	1	1	0	0	0	0			上下水道局、交通局施設	1	1	0	0	0	0		
		計	72	48	19	5	24	24				計	72	48	19	5	24	24	
	災害医療活動拠点		市立大学医学部附属病院群	1	0	1	0	1		1	災害医療活動拠点		市立大学医学部附属病院群	1	0	1	0	1	1
	指定避難所		営繕・学校施設	1,085	356	533	196	729		729	指定避難		営繕・学校施設	1,082	355	531	196	727	727

共通編

連番	頁	修 正 前								修 正 後								備 考			
			上 下 水道局、 交通局 施設	4	0	3	1	4	4	所	上 下 水道局、 交通局 施設	4	0	3	1	4	4				
				計	1,089	356	536	197	733			733	計	1,086	355	534	197		731	731	
			福祉避難所		15	9	6	0	6	6	福祉避難所		15	9	6	0	6		6		
			計		1179	413	561	204	766	766	計		1,176	412	560	204	764		764		
		防災拠点 以外の施 設	営繕・ 学 校 施設	213	131	59	23	82	72	防災拠点 以外の施 設	営繕・ 学 校 施設	212	130	59	23	82	72				
			企業局 施設	183	85	61	37	98	98		企業局 施設	183	85	61	37	98	98				
			計	396	216	120	60	180	170		計	395	215	120	60	180	180				
		合 計		1,575	629	681	264	946	936	合 計		1,571	628	680	264	944	944				
		9	86	第 8 節 輸送体制の整備 第 1 (略) 第 2 緊急通行車両等の事前の確認申出 都道府県公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合においては、災害応急活動が的確かつ円滑に行われるようにするため、区域又は区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止、あるいは制限することができる。 このため、本市においては、発災後の緊急通行車両等の確認申出の手続きを省略化し、迅速かつ効率的な (追加) 応急対策活動を行うため、各局・区・室が所有する車両のうち、災害応急対策活動に必要な車両をあらかじめ、緊急通行車両等として、事前に愛知県公安委員会に確認申出することとする。								第 8 節 輸送体制の整備 第 1 (略) 第 2 緊急通行車両等の事前の確認申出 都道府県公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合においては、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、区域又は区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止、あるいは制限することができる。 このため、本市においては、発災後の緊急通行車両等の確認申出の手続 (削除) を省略化し、迅速かつ効率的な災害応急対策 (削除) を行うため、各局・区・室が所有する車両のうち、災害応急対策 (削除) に必要な車両をあらかじめ、緊急通行車両等として、事前に愛知県公安委員会に確認申出することとする。								表記の整理	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
10	87	第 9 節 防災情報網の整備 第 1 情報・通信機器の整備 1 有線電話 (1) 加入電話 <u>西日本電信電話</u>株式会社（以下「NTT」という）の一般電話回線で結んだ電話	第 9 節 防災情報網の整備 第 1 情報・通信機器の整備 1 有線電話 (1) 加入電話 <u>NTT 西日本</u>株式会社（以下「NTT」という）の一般電話回線で結んだ電話	社名変更に伴う修正
11	92	第 10 節 救護・救援体制の整備 第 1 食糧等の確保 1 備蓄 (略) このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与するため、避難所避難者等に対し、発災後 3 日分の必要量として、名古屋市災害対策実施計画に基づき、食糧 <u>185 万</u>食及び 37 万 <u>2 千</u>枚の毛布を備蓄する。食糧については、ビスケット、アルファ化米、粉ミルク等を備蓄し、生活必需品としては、毛布、紙おむつ等、衛生用品としては、マスク、消毒液等を備蓄する。また、災害用トイレやブルーシート、土のう袋等その他の物資についても備蓄する。その他、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、指定避難所定員に対し、1 人当たり 3ℓ の飲料水を備蓄する。備蓄する物資については、その補充及び更新を行うとともに、高齢者や乳幼児等の要配慮者に	第 10 節 救護・救援体制の整備 第 1 食糧等の確保 1 備蓄 (略) このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与するため、避難所避難者等に対し、発災後 3 日分の必要量として、名古屋市災害対策実施計画に基づき、食糧約 <u>187 万 5 千</u>食及び約 37 万 <u>9 千</u>枚の毛布を備蓄する。食糧については、ビスケット、アルファ化米、粉ミルク等を備蓄し、生活必需品としては、毛布、紙おむつ等、衛生用品としては、マスク、消毒液等を備蓄する。また、災害用トイレやブルーシート、土のう袋等その他の物資についても備蓄する。その他、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、指定避難所定員に対し、1 人当たり 3ℓ の飲料水を備蓄する。備蓄する物資については、その補充及び更新を行うとともに、	時点修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	93	配慮されたものとする。 第2（略） 第3 応急医療体制の整備 1 医療・助産・保健救護活動の確保 災害時において医療・助産・保健救護活動が円滑に遂行できるよう<u>市の医療機関による</u>救護班の設置等応急医療体制を確立し、さらに名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、日本赤十字社（愛知県支部）、国立病院機構の病院、市立大学医学部附属病院（<u>追加</u>）等、医療機関、愛知県の協力のもとに広範な応急医療体制の確立を図るとともに、市民に対して応急手当に関する知識と技術の普及に努めるものとする。大規模災害時の医療・助産・保健救護活動を迅速かつ適切に行うために、名古屋市医師会との連携の強化にさらに努めるとともに顎顔面の損傷及び歯科口腔外科などの歯科医療救護活動の確保に努める。また、災害時の医療・助産・保健救護活動が迅速かつ適切に行うことができるよう、（<u>追加</u>）名古屋市医師会等の協力のもと定期的に（<u>追加</u>）訓練を実施する必要がある。	高齢者や乳幼児等の要配慮者に配慮されたものとする。 第2（略） 第3 応急医療体制の整備 1 医療・助産・保健救護活動の確保 災害時において医療・助産・保健救護活動が円滑に遂行できるよう（<u>削除</u>）救護班の設置等応急医療体制を確立し、さらに名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、日本赤十字社（愛知県支部）、国立病院機構の病院、市立大学医学部附属病院<u>群</u>等、医療機関、愛知県の協力のもとに広範な応急医療体制の確立を図るとともに、市民に対して応急手当に関する知識と技術の普及に努めるものとする。大規模災害時の医療・助産・保健救護活動を迅速かつ適切に行うために、名古屋市医師会との連携の強化にさらに努めるとともに顎顔面の損傷及び歯科口腔外科などの歯科医療救護活動の確保に努める。また、災害時の医療・助産・保健救護活動が迅速かつ適切に行うことができるよう、<u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの構成員の人材育成及び資質の向上を図るため</u>、名古屋市医師会等の協力のもと定期的に<u>研修・</u>訓練を実施する必要がある。	表記の整備 防災基本計画の修正に伴う修正
12		第12節 要配慮者支援 第1 避難・誘導支援 1～3（略） 4 避難行動要支援者名簿の外部提供	第12節 要配慮者支援 第1 避難・誘導支援 1～3（略） 4 避難行動要支援者名簿の外部提供	

共通編

[illegible]

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	128	(2) <u>近隣</u> 消火協力者使用消火器更新事業の推進 <u>市民が自己の所有する消火器を使用して、近隣で発生した火災の消火活動に協力</u> した場合、当該使用消火器を本市が更新（消火薬剤の詰替えを含む。）していくことにより、 <u>火災発生場所の近隣住民</u> による初期消火活動の <u>積極的な実施</u> を図る。	(2) <u>(削除)</u> 消火協力者使用消火器更新事業の推進 <u>名古屋市内において発生した火災（消防機関が覚知した火災とし、事後聞知火災を含む。）であり、かつ、市民等が初期消火活動を実施</u> した場合、当該使用消火器を本市が更新（消火薬剤の詰替えを含む。）していくことにより、 <u>火災発生時ににおける消火器</u> による初期消火活動の <u>推奨及び市民等の防火意識の高揚</u> を図る。	「近隣消火協力者の使用消火器更新事業実施要綱の全部改正について」に伴う修正
	130	第2 大規模火災対策 1 事前計画の策定 (1) (略) (2) 消防部隊出動計画 消防活動上特異である対象物の火災は、通常の火災と異なり、状況により大量の所要消防部隊を出動させることが必要であるので、対象物を次のように区分し、それぞれの火災状況に応じた消防部隊及び機械器材等を集中的に出動させるよう出動計画を樹立しておくものとする。 <u>ア 超高層建築物</u> <u>イ 地下街、地下鉄等</u> <u>ウ 危険物製造所等</u>	第2 大規模火災対策 1 事前計画の策定 (1) (略) (2) 消防部隊出動計画 消防活動上特異である対象物の火災は、通常の火災と異なり、状況により大量の所要消防部隊を出動させることが必要であるので、対象物を次のように区分し、それぞれの火災状況に応じた消防部隊及び機械器材等を集中的に出動させるよう出動計画を樹立しておくものとする。 <u>(削除)</u> <u>ア 地下街、地下鉄等</u> <u>イ 危険物製造所等</u>	出動計画の見直しに伴う修正
14	151	第27節 防災に関する調査研究 災害予防、都市計画及び都市防災基盤の強化に資するため、台風等の自然災害による被害の想定や降雨特性等に関する調査研究を実施しているところであり、これらの調査研究結果から得られた情報 <u>を総合防災情報シス</u>	第27節 防災に関する調査研究 災害予防、都市計画及び都市防災基盤の強化に資するため、台風等の自然災害による被害の想定や降雨特性等に関する調査研究を実施しているところであり、これらの調査研究結果から得られた情報 <u>について</u> 、市民への情	表記の整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>テムと有機的結合を図り</u> 、市民への情報提供並びに防災行政施策樹立の基礎資料として活用するものである。	報提供並びに防災行政施策樹立の基礎資料として活用するものである。	